

議案第 19 号

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少
及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を減少させ、東京都市町村公平委員会共同設置規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議決を求める。

平成 27 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石塚 幸右衛門

（提案理由）

秋川衛生組合の解散に伴い、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を減少させ、及び東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更するため、地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定により協議したいので、本案を提出する。

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和 42 年 4 月 1 日東京都知事届出）の一部を次のように改正する。

別表中「東京都市町村職員退職手当組合 秋川衛生組合」を「東京都市町村職員退職手当組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。